

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件











原告 河田昌東 ほか110名

















被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）

第19準備書面

令和元年10月9日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	竹野下 喜彦	
被告指定代理人	部付	小川 徹	
	部付	黒木 裕貴	
	上席訟務官	山本 利尚	
	訟務官	石黒 愛介	
	訟務官	池平 智美	
	法務事務官	渡邊 旭宏	
	環境事務官	内藤 晋太郎	
	環境技官	小林 勝	
	環境事務官	榊野 龍太	

環境事務官	前	田	大	輔	
環境事務官	治		健	太	
環境事務官	笠	原	達	矢	
環境事務官	大	城	朝	久	
環境事務官	仲	村	淳	一	
環境事務官	森	川	久	範	
環境事務官	前	田	后	穂	
環境事務官	野	田	直	志	
環境技官	吉	田	匡	志	
環境技官	海	田	孝	明	
環境事務官	井	藤	志	暢	
環境技官	末	永	憲	吾	
環境事務官	種	田	浩	司	
環境事務官	松	岡		賢	
環境事務官	花	見	清	太郎	
環境技官	田	口	達	也	
環境技官	正	岡	秀	章	
環境技官	大	浅田		薫	
環境技官	沖	田	真	一	

目次

第1	原子力規制委員会は、事業者の各種許認可申請を審査するに際し、法令上、その申請内容を導く試験データ等の技術的根拠全てについて、逐一確認する義務を負っていないこと	4
第2	原子力規制委員会が事業者に課している品質保証の内容	7
1	概要	7
2	設計・工事段階	7
3	供用後の段階	9
第3	結論	10

被告は、本準備書面において、原告らが2019（平成31）年4月11日付け準備書面(40)において、法令上、審査においては、許認可申請書に記載された「最終結果」が適切な根拠に基づく正しい結果といえるのかについて、原データに遡ってその裏付けを確認することが求められているところ（同準備書面18及び19ページ）、本件運転期間延長認可処分に係る中性子照射脆化に関する審査においては、参加人から監視試験片に関する原データを受け取っておらず、参加人の許認可申請書に記載されている最終結果を鵜呑みにしており、この点で被告による審査の過程には明白な過誤欠落がある旨（同準備書面24及び25ページ）主張していることに対し、まず、各種許認可申請に対する審査に際し、原子力規制委員会は、事業者が収集した試験データ（原告のいう原データを含む。）等の全てを逐一確認する法的義務を負っていないことを主張し（後記第1）、原子力規制委員会がそのような義務を負わずとも、設計・工事から供用後に至る各段階において、事業者には品質保証体制を確立する義務が課されており、各種申請の記載内容を導く上記試験データ等が適正に収集され、申請内容もこれが正確に反映されたものであることへの信頼性が担保されていること（後記第2）を明らかにする。原告らの指摘する原データの審査上の位置づけ等については（同準備書面19ないし21ページ）、追って詳細に主張する。

なお、略語等の使用は、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 原子力規制委員会は、事業者の各種許認可申請を審査するに際し、法令上、その申請内容を導く試験データ等の技術的根拠全てについて、逐一確認する義務を負っていないこと

設置法は、同法3条において、「原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること…（中略）…を任務とする。」と規定して、規

制機関である原子力規制委員会の任務を定める一方、同法附則第6条9項において、「原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保及び事故の収束につき第一義的責任を有することを深く自覚し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定により講ずることとされる措置のほか、その原子力施設ごとに、当該原子力施設における事故の発生及び当該事故による災害の拡大の防止に関し、万全の危機管理に係る体制を整備するため、一層の自主的な対策を講ずるよう努めるものとする。」と規定して、事業者が原子力施設の安全性の確保等につき第一義的責任を負うことを確認している。なお、事業者が第一義的責任を負うとする考えは、国際条約や IAEA「基本安全原則」等においても同様である(乙B第90号証・51ないし55ページ,乙B第91号証・6ページ)。

上記のとおり、事業者は、原子力施設の安全確保について第一義的責任を負っていることから、原子力施設の設置等に係る各種許認可申請をするに際し、当該原子力施設が安全を十分に確保していることを示すことが求められることはもとより、その申請内容を導く試験データ等の技術的根拠を適正に収集することも求められている。

これに対し、原子力規制委員会は、原子力施設の設置及び運転等に関し必要な規制を行うなどして、事業者の活動が安全確保の観点から適切にされていることを監視、監督、指導する責任を負うものであり、その規制の一環として、事業者からの各種許認可申請に対して審査を実施することになるが、その審査に際しては、法令により、各種申請において申請書に記載すべき事項及び必要とされる添付書類が定められ、これらに基づき審査を行うことが予定されている一方(原子炉等規制法43条の3の5, 実用炉則3条等参照)、各種申請内容を導く試験データ等を逐一確認すべきことは法令上求められていない。したがって、原子力規制委員会は、これらの申請書及び添付書類を精査し、必要に応じて事業者に対するヒアリング、原子力規制機関による審査会合等の審査手

続を実施すれば、法令の要求を満たした審査を行うことになる。このように、原子力規制委員会は、各種許認可申請に対する審査に際し、法令上、各種申請内容を導く試験データ等を逐一確認する法的義務を負うものではなく、確認をすることがあるとしても、試験データ等の正確性に疑義がある場合などの必要に応じ、専門的技術的見知から行えば足りるものである。

原子力規制委員会が上記義務を負わないことは、実際上の運用からも明らかといえる。すなわち、原子力規制機関である原子力規制委員会は、事業者の各種許認可申請に対し、それが原子力施設の安全を確保するに足るか否かについて審査を実施し、適正な判断をしなければならないが、その審査に際し、許認可申請の記載内容が正確であるか否かにつき、その記載の元となる試験データ等に遡り逐一その確認をしなければならないとすると、許認可申請ごとに膨大な量の試験データ等を確認しなければならないこととなり、人的物的資源が限られている以上、そもそも現実的とはいえず、かえって審査の充実性を阻害し、結局、適正な判断をすることに支障を及ぼすことにもなりかねない。

そこで、原子炉等規制法等の法令は、充実した審査を実現し、適正な判断をするため、同委員会において試験データ等を確認するのではなく、あらかじめ申請者（事業者）において、許認可申請の元となる試験データ等が適正に収集され、申請内容の信頼性が担保されるようにすることによって、原子力規制機関において、申請内容の審査に注力できるようにし、例外的に、審査に際して申請の記載内容を導く試験データ等の正確性に疑義が生じた場合など、専門的技術的知見からその正確性を確認する必要があると判断される場合に限り、その確認を行うとすることで、充実した審査を実現し、適切な判断、ひいては、安全確保を図ることとしたものである。

以上述べたとおり、原子力規制委員会は、原子炉等規制法等の法令上、事業者が申請に際して収集した試験データ等の全てについて、逐一確認することを求められておらず、このような法的義務を負うものでもない。そして、原子力

規制委員会が試験データ等を逐一確認することがない反面、事業者に対しては、品質保証に関する規制が課され、許認可申請における試験データ等が適正に収集され、申請内容もこれを正確に反映するものであることへの信頼性が担保されていることから、これらの規制内容を以下第2で述べ、被告の主張が正当であることを明らかにする。

第2 原子力規制委員会が事業者に課している品質保証の内容

1 概要

被告第5準備書面第3の2(2)ウ(28ページ)において述べたとおり、平成24年改正前の原子炉等規制法では、保安規定により発電用原子炉設置者の供用開始後の品質保証に係る体制等を確認することとしていたが、より安全を確保し災害を防止すべく、平成24年の改正により原子炉等規制法43条の3の9第3項3号が新設され、工事計画認可の要件の一つとして、発電用原子炉施設の設計や工事の段階から、品質を確認し、製品や役務等に要求される品質を達成するための設計管理等の措置を整備するよう、事業者における品質管理の方法及びその検査のための組織が技術上の基準に適合する適切なものであることが追加された。

改正後の原子炉等規制法においては、設計・工事の段階から、供用開始後の各段階において、事業者に品質保証に関する規制が課されているため、以下、設計・工事及び供用開始後の各段階に分けて、具体的な規制内容について詳説する。

2 設計・工事段階

平成24年改正により新設された原子炉等規制法43条の3の9第3項3号では、工事計画認可の要件として、「その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が求められている。

同号を受けて、品質管理基準規則（乙B第92号証）では、まず、発電用原子炉設置者（事業者）に対し、品質管理監督システム（発電用原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門の管理監督を行うための仕組みをいう。同規則2条2項1号）を確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならないという責務、つまり、同システムで規定した一連のプロセスの運用と管理の結果、保安の確保が維持されるとともに、不適合が生じた場合には同システムに起因する原因を究明し、是正処置や予防処置を通じてその原因除去を行う等の改善を継続的に行わなければならないという責務を課している（同規則3条1項及びその解釈）。

さらに、事業者に対する個別的要求として、①設計開発（発電用原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。同規則28条1項）の計画を策定し、設計開発の各段階における適切な照査（設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。同規則2条2項4号）、検証及び妥当性確認等の事項を明確にすること（同規則29条）、②同計画に従って照査、検証及び妥当性の確認を実証すること（同規則32条ないし34条）、③発電用原子炉に係る個別業務等要求事項への適合性を実証する等の業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについての計画を策定し、実施すること（同規則46条）、④発見された不適合に対する是正措置、起こり得る問題に対する予防措置を講じること（同規則54条及び55条）などを求めている。

したがって、事業者は、これらの要求事項にかなった仕組みを構築し、その仕組みの下、設計開発の各段階において、照査、検証、妥当性確認を実施すること、工事計画認可申請をするに際しては、その申請書にこれらの事項を記載することが求められている。そして、原子力規制委員会がその申請に対する審査をするに当たり、これら品質保証に関する事項を確認することによって、申請に係る設計・工事の内容を裏付ける技術的根拠・試験データが適切に収集さ

れたものであること、また、申請の記載内容もこれを正確に反映するものであることへの信頼性が担保されることとなる。

3 供用後の段階

原子炉等規制法43条の3の2第1項は、頭書で「発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置…（中略）…を講じなければならない。」と規定し、1号で「発電用原子炉の施設の保全」、2号で「発電用原子炉の運転」、3号で「核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄…（略）」と規定し、これを受けて、実用炉則69条は、「発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動…（中略）…の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。」と規定し、さらに同規則70条ないし75条において、品質保証計画で定めるべき事項、保安活動の計画・実施・評価・改善の具体的内容をそれぞれ規定している。

また、原子炉等規制法第43条の3の2第4項は、「発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。」と規定し、これを受けて、実用炉則92条1項3号は、保安規定の認可要件の一つとして、「発電用原子炉施設の品質保証に関すること」についての保安規定を定めることを求めている。

したがって、事業者は、供用後の段階においても、発電用原子炉の施設の保全、運転、核燃料物質等の運搬などについて、品質保証計画を定めなければならない。原子力規制委員会は、保安規定認可申請に対する審査において適切な品質保証計画が定められており、それが適正に実施されていることを確認することにより、事業者において供用後の保安活動が適正に行われ、ひいては各種申請においてその申請に係る試験データが適切に収集され、申請の記載内容もそ

れを正確に反映するものとなることへの信頼性が担保されているのである。

さらに、原子力規制委員会は、供用後において、保安規定の遵守の状況を定期的に検査することにより（原子炉等規制法43条の3の24第5項等参照）、保安活動が適正に行われていることを確認しており、これにより、各種申請に係る試験データ等が適切に収集されることなどへの信頼性が担保されている。

なお、本件で問題となっている運転期間中の監視試験については、原子炉等規制法43条の3の22第1項2号の「発電用原子炉の運転」にかかる保安活動の一環として行われているものである（原子炉等規制法43条の3の24第1項）。

このように、原子力規制委員会は、供用後において、保安規定認可により、事業者における品質保証体制が確立されていることを確認し、その後の保安規定の遵守状況に対する検査等をもって、監視試験が適正に実施され、その試験データが適正に収集されることなどへの信頼性を担保しているのである。

第3 結論

以上のとおり、原子力規制機関である原子力規制委員会は、原子炉設置及び運転等に関し必要な規制を行うなど、事業者の活動が安全確保の観点から適切になされていることを監視、監督、指導する責任を有しているところ、その一環として許認可に係る申請内容を審査するに際しては、法令で定められた申請書の記載事項及び必要な添付書類に基づき審査をすることが予定されており、逐一それを導く試験データ等を参照する法的義務まで負うものではなく、例外的に申請内容の正確性に疑義がある場合など専門的技術的知見に基づき試験データ等の確認が必要であるなどの必要性に応じ、その確認を行えば足りるものである。そして、事業者には品質保証体制を確立するよう要求し、それが適正に実施され、上記試験データ等が適正に収集、ひいては申請内容がこれを正確に反映するものであることへの信頼性が担保されていることから、原子力規

制委員会が上記の法的義務を負わないとしても、申請内容の信頼性は担保されている。

原告らの主張は、原子炉等規制法等が申請内容の信頼性を上記の仕組みにより担保し、審査においては申請内容それ自体の審査に注力することとして、審査の充実を図ろうとしていることを看過し、申請内容の信頼性が、審査の際に試験データ等を逐一確認することのみによって担保されるかのような誤った理解を前提とするものであって理由がない。

以 上

略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号
 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件
 原告 河田昌東 ほか110名

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
数字				
1990年勧告		ZF25	ICRPの1990年勧告	第9準備書面 14 P
2007年勧告		ZF2	ICRPの2007年勧告	第9準備書面 14 P
2号要件			「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力(中略)があること」	第5準備書面 38 P
3号要件			「その者に重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」	第5準備書面 38 P
3条委員会			国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定される委員会のこと	第17準備書面 10 P
4号要件			「発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」	第5準備書面 36 P
英字				
ACAガイド			独立行政法人原子力安全基盤機構『原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド』(平成26年2月)	第7準備書面 85 P
IAEA			国際原子力機関	第10準備書面 8 P
ICRP			国際放射線防護委員会	第9準備書面 6 P
JAEA			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	第7準備書面 12 P
JAEA報告書			JAEA-Research 2007-072「軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価」	第14準備書面 24 P
JEAC4201			一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007[2013年追補版])	第7準備書面 82 P
JEAC4201-2007			一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007)	第15準備書面 32 P
JEAC4201-2007[2010年追補版]			一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007[2010年追補版])	第15準備書面 32 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
JEAC4201-2007シリー ズ			JEAC4201-2007, JEAC4201- 2007[2010年追補版], JEAC4201- 2007[2013年追補版]の総称	第15準備書面 32 P
JEAC4206			社団法人日本電気協会『原子力発 電所用機器に対する破壊靱性の確 認試験方法』(JEAC4206-2007)	第7準備書面 83 P
JNES			独立行政法人原子力安全基盤機構	第15準備書面 18 P
JNES-SSポート			JNESによる原子力プラントのケー ブル経年変化評価技術調査研究に 関する最終報告書	第15準備書面 18 P
Lsub			地下に存在する震源断層の長さ	第11準備書面 104 P
MS			原子炉施設の異常状態において、 この拡大を防止し、又はこれを速や かに収束せしめ、もって一般公衆な いし従事者に及ぼすおそれのある 過度の放射線被ばくを防止し、又は 緩和する機能を有する安全施設(異 常影響緩和系・mitigation systemの 略)	第13準備書面 29 P
PLM基準2008版			社団法人日本原子力学会が作成し た日本原子力学会標準「原子力発 電所の高経年化対策実施基準:20 08」	第15準備書面 13 P
PRA			確率論的リスク評価	第7準備書面 47 P
PS			その機能の喪失により、原子炉施設 を異常状態に陥れ、もって一般公衆 ないし従事者に過度の放射線被ばく を及ぼすおそれのある安全施設(異 常発生防止系・prevention systemの 略)	第13準備書面 29 P
SFP評価ガイド	(22)		実用発電用原子炉に係る使用済燃 料貯蔵槽における燃料損傷防止対 策の有効性評価に関する審査ガイ ド(原規技発第13061916号)	第5準備書面 37 P
SPDS			重大事故等時のパラメータの記録 のための安全パラメータ表示シス テム	第14準備書面 18 P
あ				
圧カスパイク			熔融炉心から冷却材への伝熱によ る水蒸気発生に伴う急激な圧力上 昇	第7準備書面 55 P
(ア)法			レシビにおける震源断層モデルを設 定する手法のうち(ア)の手法	第11準備書面 117 P
安全設計審査指針		ZB14	発電用軽水型原子炉施設に関する 安全設計審査指針(平成2年8月3 0日原子力安全委員会決定, 平成1 3年3月29日一部改訂)	第10準備書面 33 P
安全評価審査指針		ZB15	発電用軽水型原子炉施設の安全評 価に関する審査指針(平成2年8月 30日原子力安全委員会決定, 平成 13年3月29日一部改訂)	第10準備書面 33 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
い				
伊方最高裁判決			最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1114ページ)	第8準備書面 6 P
(イ)法			レシビにおける震源断層モデルを設定する手法のうち(イ)の手法	第11準備書面 117 P
入倉氏			「入倉・三宅式」の提唱者の一人である入倉孝次郎氏	第11準備書面 114 P
う				
運転期間延長審査基準	(15)	ZB10	実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準(原管P発第1311271号)	第5準備書面 42 P
運転期間延長認可申請運用ガイド			実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド(原規規発第1408263号)	第15準備書面 10 P
お				
女川原子力発電所			東北電力株式会社女川原子力発電所	第17準備書面 7 P
か				
外部火災ガイド	(18)		原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号)	第5準備書面 37 P
火災感知設備			早期に火災発生を感知する設備	第7準備書面 41 P
火災防護基準	(11)	ZB6	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号)	第5準備書面 37 P
火山ガイド	(16)		原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号)	第5準備書面 37 P
仮想事故			重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第10準備書面 25 P
関西電力			関西電力株式会社	答弁書 3 P
き				
既許可申請			平成27年2月12日付け原規規発第1502121号をもって許可された高浜発電所3号炉及び4号炉に係る設置変更許可処分に係る許可申請	第7準備書面 30 P
技術基準規則	(3)	ZB4	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号。)	第2準備書面 10 P
技術基準規則解釈	(10)	ZB9	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号)	第5準備書面 40 P
基準地震動			最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして策定する地震動	第11準備書面 12 P
基準地震動に係る具体的審査基準			設置許可基準規則解釈別記2第4条5項及び地震ガイド	第11準備書面 73 P
基準地震動による地震力			耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面 20 P
基準津波			設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面 33 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
基準津波に係る具体的 審査基準			設置許可基準規則解釈別記3, 地 質調査ガイド及び津波ガイド	第12準備書面 53 P
基本的目標a			敷地周辺の事象, 原子炉の特性, 安全防護施設等を考慮し, 技術的 見地からみて, 最悪の場合には起る かもしれないと考えられる重大な事 故(中略)の発生を仮定しても, 周辺 の公衆に放射線障害を与えないこと	第10準備書面 25 P
基本的目標b			更に, 重大事故を超えるような技術 的見地からは起るとは考えられない 事故(中略)の発生を仮定しても, 周 辺の公衆に著しい放射線災害を与 えないこと	第10準備書面 25 P
基本的目標c			なお, 仮想事故の場合には, 集団線 量に対する影響が十分に小さいこと	第10準備書面 25 P
基本モデル式			予測式における $\Delta RTNDT$ 計算値の 算出するための式の元となるモデル 式	第15準備書面 39 P
キャスク			使用済燃料を工場等内に貯蔵する 乾式キャスク	第7準備書面 43 P
行訴法			行政事件訴訟法	答弁書 4 P
居住性ガイド	(24)		実用発電用原子炉に係る重大事故 時の制御室及び緊急時対策所の居 住性に係る被ばく評価に関する審査 ガイド(原規技発第13061918号)	第5準備書面 41 P
旧耐震指針			平成18年に改訂された耐震指針以 前の指針	第11準備書面 79 P
緊急時対応			避難計画を含むその地域の緊急時 における対応	第10準備書面 14 P
け				
原告ら準備書面(2)			原告らの平成28年10月20日付け 準備書面(2)	第11準備書面 100 P
原告ら準備書面(5)			原告らの平成29年1月25日付け準 備書面(5)	第9準備書面 5 P
原告ら準備書面(8)			原告らの平成29年5月11日付け準 備書面(8)	第17準備書面 7 P
原告ら準備書面(14)			原告らの平成29年8月30日付け準 備書面(14)	第11準備書面 73 P
原告ら準備書面(19)			原告らの平成29年11月29日付け 準備書面(19)	第15準備書面 51 P
原告ら準備書面(22)			原告らの平成2018(30)年3月16 日付け準備書面(22)	第15準備書面 17 P
原子力規制庁 『原子力発電所の安全: 設計』		ZB12	原子力規制委員会原子力規制庁 原子力発電所の安全:設計 個別安 全要件 No. SSR-2/1	第7準備書面 75 P 第10準備書面 9 P
原子炉施設等基準検討 チーム			発電用軽水型原子炉の新安全基準 に関する検討チーム(第21回より, 発電用軽水型原子炉の新規制基準 に関する検討チームと改称)	第17準備書面・22 P
原子炉等規制法			核原料物質, 核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律	答弁書 3 P
原子炉等規制法施行令			核原料物質, 核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律施行令	第2準備書面 9 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
原則的立地条件(1)			大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと	第10準備書面 23 P
原則的立地条件(2)			原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること	第10準備書面 23 P
原則的立地条件(3)			原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること	第10準備書面 23 P
検討用地震			敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第7準備書面 22 P
こ				
航空機			特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機	第14準備書面 45 P
航空機衝突影響評価			国空気の衝突による影響の評価	第14準備書面 45 P
航空機衝突影響評価ガイド	(32)		実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド(原規技発第1409178号)	第5準備書面 38 P
高経年化技術評価			経年劣化に関する技術的な評価	第2準備書面 8 P
高経年化対策実施ガイド	(39)		実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管P発第1306198号)	第5準備書面 42 P
高経年化対策審査ガイド			実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド	第15準備書面 12 P
工場等			発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第7準備書面 20 P
さ				
参加人準備書面(3)			参加人の平成29年8月30日付け準備書面(3)	第11準備書面 81 P
参加人準備書面(4)			参加人の平成29年11月29日付け準備書面(4)	第12準備書面 49 P
参加人準備書面(6)			参加人の平成30年3月15日付け準備書面(6)	第13準備書面 52 P
参加人準備書面(7)			参加人の平成30年6月25日付け準備書面(7)	第14準備書面 17 P
参加人準備書面(8)			参加人の平成30年10月9日付け準備書面(8)	第15準備書面 26 P
し				
地震ガイド	(26)	ZB20	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192号)	第5準備書面 37 P
地震等検討小委員会			地震・津波関連指針等検討小委員会	第11準備書面 74 P
地震等基準検討チーム			原子力規制委員会に設置された発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に係る検討チーム	第11準備書面 76 P
地すべり			陸上及び海底での地すべり	第12準備書面 26 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
施設定期検査			特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であって核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の15)	第5準備書面 45 P
実施基準			日本原子力学会による「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準:2007」	第11準備書面 87 P
事態対処法			武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)	第13準備書面 61 P
実用炉則	(1)	ZB2	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。)	第2準備書面 8 P
地盤ガイド	(28)		基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(原管地発第1306194号)	第5準備書面 38 P
島崎提言			島崎邦彦氏の「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波」と題する論文における、「入倉・三宅式」では地震モーメントが過小になるという提言	第11準備書面 113 P
島崎発表			平成27年の日本地震学会秋季大会を含めた複数の地震関係の学会において、島崎邦彦氏が行った「入倉・三宅式」に基づき地震モーメントを求めると基準地震動が過小評価になる旨の発表	第11準備書面 101 P
重大事故等対処設備			貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等に対処するための機能を有する設備	第13準備書面 43 P
重大事故等			重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故	第7準備書面 46 P
重大事故等防止技術的能力審査基準	(13)	ZB8	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)	第5準備書面 39 P
重要事故シーケンス			炉心の著しい損傷に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
重要度分類指針			発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針	第13準備書面 29 P
消火設備			消火を行う設備(安全施設に属するものに限る。)	第7準備書面 41 P
浸水防止設備			浸水防止機能を有する設備	第7準備書面 27 P
深部地下構造			地震基盤から解放基盤まで	第11準備書面 59 P
す				
推本			地震調査研究推進本部	第11準備書面 24 P
推本報告書		ZD8	地震調査研究推進本部	第11準備書面 24 P
せ				
瀬尾シミュレーション			瀬尾健氏によるシミュレーション	第9準備書面 6 P
設置許可基準規則	(2)	ZB3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。)	第2準備書面 10 P
設置許可基準規則解釈	(9)	ZB5	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号。平成26年4月16日、同年7月9日一部改正)	第5準備書面 37 P
設置法			原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)	第5準備書面 18 P
浅部地下構造			解放基盤から地表面まで	第11準備書面 59 P
線量限度告示	(6)		核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)	第9準備書面 5 P
そ				
想定する格納容器破損モード			必ず想定する格納容器破損モード及び個別プラント評価により抽出した格納容器破損モード	第7準備書面 48 P
た				
代替材料			不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの	第7準備書面 42 P
大規模損壊			大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊	第7準備書面 69 P
耐震工認審査ガイド	(29)		耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号)	第5準備書面 41 P
耐震重要度			地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第7準備書面 25 P
耐震重要度分類			施設の耐震重要度に応じた分類	第11準備書面 11 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
耐津波工認審査ガイド	(30)		耐津波設計に係る工認審査ガイド (原管地発第1306196号)	第5準備書面 41 P
高浜発電所1号炉			関西電力高浜発電所1号炉	答弁書 3 P
高浜発電所2号炉			関西電力高浜発電所2号炉	答弁書 3 P
高浜発電所3号炉			関西電力高浜発電所3号炉	第7準備書面 18 P
高浜発電所4号炉			関西電力高浜発電所4号炉	第7準備書面 18 P
竜巻ガイド	(17)		原子力発電所の竜巻影響評価ガイド (原規技発第13061911号)	第5準備書面 37 P
ち				
地域協議会			地域原子力防災協議会	第10準備書面 14 P
チェルノブイリ事故			旧ソビエト社会主義共和国連邦の チェルノブイリにおける原発事故	第9準備書面 5 P
地殻構造			震源から地震基盤まで	第11準備書面 59 P
地質調査ガイド	(25)	ZB19	敷地内及び敷地周辺の地質・地質 構造調査に係る審査ガイド(原管地 発第1306191号)	第5準備書面 37 P
中越地震			2004年新潟県中越地震	第11準備書面 83 P
長期保守管理方針			高経年化技術評価の結果に基づ き、10年間に実施すべき当該発電 用原子炉施設についての保守管理 に関する方針	第2準備書面 8 P
つ				
津波ガイド	(27)	ZB51	基準津波及び耐津波設計方針に係 る審査ガイド(原管地発第1306193 号)	第5準備書面 38 P
津波監視設備			敷地における津波監視機能を有す る施設	第7準備書面 27 P
津波防護施設			津波防護機能を有する設備	第7準備書面 27 P
て				
定期安全管理審査			定期事業者検査の実施に係る体制 について、原子力規制委員会規則 で定めるところにより、原子力規制 委員会規則で定める時期に、原子 力規制委員会が行う審査(改正原 子炉等規制法43条の3の16第4 項)	第5準備書面 46 P
定期事業者検査			特定発電用原子炉施設(発電の用 に供する原子炉、その原子炉を格 納するための容器その他の発電用 原子炉施設であって原子炉本体や 原子炉冷却系統施設など原子力規 制委員会規則で定めるものをい う。)について、原子力規制委員会 規則で定めるところにより、定期に、 事業者自らが行う検査(改正原子炉 等規制法43条の3の16第1項)	第5準備書面 45 P
電離則			電離放射線障害防止規則(昭和47 年労働省令第41号)	第9準備書面 5 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
と				
東海第二原子力発電所			日本原子力発電株式会社東海第二原子力発電所	第17準備書面 20 P
東京電力			東京電力株式会社	第3準備書面 8 P
東北電力			東北電力株式会社	第17準備書面 8 P
特重ガイド	(31)		実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド(原規技発第1409177号)	第5準備書面 38 P
特定重大事故等対処施設等			特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備	第14準備書面 52 P
特別点検			申請に至るまでの間の運転に伴い生じた発電用原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検	第8準備書面 10 P
な				
内部溢水ガイド	(19)		原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号)	第5準備書面 40 P
内部火災ガイド	(20)		原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号)	第5準備書面 40 P
ね				
燃料体			発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面 43 P
燃料体技術基準規則	(5)		実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第7号)	第5準備書面 44 P
は				
はぎとり解析			地上で取られた地震観測記録, 地中で取られた地震観測記録について, 観測サイトにおける解放基盤面に相当する地盤の地震動(解放基盤波)を評価する解析方法	第11準備書面 130 P
ひ				
被告第2準備書面			被告の平成28年10月19日付け第2準備書面	第5準備書面 25 P
被告第5準備書面			被告の平成29年1月25日付け第5準備書面	第13準備書面 15 P
被告第7準備書面			被告の平成29年5月9日付け第7準備書面	第13準備書面 18 P
被告第11準備書面			被告の平成29年11月29日付け第11準備書面	第12準備書面 19 P
被告第13準備書面			被告の平成30年6月25日付け第13準備書面	第16準備書面 10 P
被告第15準備書面			被告の平成31年1月8日付け第15準備書面	第18準備書面 12 P
被告第16準備書面			被告の平成31年4月10日付け第15準備書面	第18準備書面 12 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
被告第17準備書面			被告の令和元年7月3日付け第17準備書面	第18準備書面 6 P
評価事故シーケンス			格納容器の破損に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
評価部会			土木学会原子力土木委員会津波評価部会	第12準備書面 60 P
品質管理基準規則	(4)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第8号)	第5準備書面 40 P
品質管理基準規則解釈	(12)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306196号)	第5準備書面 40 P
ふ				
福島第一原子力発電所			東京電力福島第一原子力発電所	第3準備書面 8 P
福島第二原子力発電所			東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第17準備書面 19 P
福島第一原発事故			平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第3準備書面 8 P
藤原氏			藤原広行氏	第11準備書面 80 P
へ				
平成18年耐震指針			平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第11準備書面 73 P
平成24年改正前原子炉等規制法			設置法附則15条ないし18条の規定による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面 19 P
平成24年改正前電気事業法			平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面 29 P
平成27年保安規定変更認可処分			平成27年4月8日付けで原子力規制委員会が行った本件保安規定変更認可処分とは別の保安規定変更認可処分	第18準備書面 33 P
ほ				
保安規定審査基準	(14)	ZB10	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号)	第5準備書面 41 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
防災指針		乙B17	「原子力発電所等周辺の防災対策について」(平成12年に「原子力施設等の防災対策について」と改称)	第10準備書面 44 P
保守管理に関する方針			延長しようとする期間における発電用原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針	第8準備書面 10 P
保全追加策			機器・構造物の現状の保守管理に追加すべき保全策	第15準備書面 13 P
本件訴え変更申立書			原告らの平成28年8月5日付け訴えの変更申立書	第2準備書面 4 P
本件運転期間延長認可処分			本件各原子炉の運転期間延長認可処分	答弁書 3 P
本件各原子炉			高浜原子力発電所1号炉及び2号炉	答弁書 3 P
本件各原子炉施設			本件各原子炉及びその付属施設	答弁書 3 P
本件各処分			本件運転期間延長認可処分, 本件設置変更許可処分, 本件工事計画認可処分及び本件保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
本件工事計画認可処分			本件各原子炉施設の工事計画認可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可処分			本件各原子炉の設置変更許可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可申請			参加人が平成27年3月17日付けで原子力規制委員会に対してした, 原子炉等規制法43条の3の8第1項の規定に基づき, 同法43条の3の5第2項5, 8ないし10号に掲げる事項の変更についての許可の申請(平成28年1月22日付け, 同年2月10日付け及び同年4月12日付けで申請内容の一部を補正したもの)	第7準備書面 18 P
本件適合性審査			本件設置変更許可処分に係る適合性審査	第13準備書面 18 P
本件保安規定変更認可処分			本件各原子炉の保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
も				
もんじゅ最高裁平成4年判決			最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	第9準備書面 5 P
もんじゅ最高裁平成17年判決			最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決(民集59巻4号671ページ)	第8準備書面 9 P
ゆ				
有効性評価ガイド	(21)	乙B7	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号)	第5準備書面 37 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
よ				
要求事項			実用炉規則第113条第2項第2号に掲げる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果、延長しようとする期間において、同評価の対象となる機器・構造物が下表に掲げる要求事項	第7準備書面 78 P
溶接安全管理審査			溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、同委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の13第3項)	第5準備書面 44 P
溶接事業者検査			発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について、原子力規制委員会規則に従って、事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の13第1項及び第2項)	第5準備書面 44 P
予測式			$\Delta RTNDT$ 予測値 = $\Delta RTNDT$ 計算値 + MR	第15準備書面 39 P
り				
立地審査指針			「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」	第3準備書面 35 P
立地審査指針要求事項 ①			敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(小児)に対し1.5Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は非居住区域であること(原則的立地条件(2)、基本的目標a、立地審査の指針2.1)	第10準備書面 29 P
立地審査指針要求事項 ②			防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(成人)に対し3Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は低人口地帯であること(原則的立地条件(3)、基本的目標b、立地審査の指針2.2)	第10準備書面 29 P
立地審査指針要求事項 ③			社会的影響を低減するため、仮想事故を仮定した上で、目安として、全身線量*10の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること(原則的立地条件(3)、基本的目標c、立地審査の指針2.3)	第10準備書面 29 P
立地審査の指針2.1			原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。(以下略)	第10準備書面 25 P
立地審査の指針2.2			原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること。(以下略)	第10準備書面 25 P
立地審査の指針2.3			原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること。(以下略)	第10準備書面 25 P

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
れ				
歴史記録等			歴史記録や伝承	第12準備書面 36 P
レシピ		ZD4	推本の地震調査委員会が作成した「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」	第11準備書面 92 P
劣化状況評価			延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価	第8準備書面 10 P
劣化状況評価書			劣化状況評価の結果が記載された書類	第15準備書面 11 P
ろ				
ロシア等			ロシア、ウクライナ及びベラルーシ	第9準備書面 5 P
炉心			発電用原子炉の炉心	第7準備書面 19 P